

裁判例からみる 中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan

中国商標法3条と団体商標などを含む商標の種類

第30回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から、団体商標、証明商標などを含む商標の種類について定めた3条を取り上げるとともに団体商標の登録性について終審まで争われた事件を紹介する。

1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から商品商標および役務商標の出願について定めた4条ならびに、品質責任、消費者保護について定めた7条について解説した。

11月号が発行されるころには、第4次改正中国商標法が施行されているが、本稿執筆時点では、下位の法令の改正については公表されていない。したがって、当該改正に関する重要な情報については次回以降、適宜触れていくこととしたい。

今回は、中国商標法第1章の規定から、登録商標の種類について定めた3条について解説し、団体商標の出願の審査に関連する事例を取り上げる。

2. 中国商標法3条

「商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標および証明商標とからなる。商標権者は商標権を享有し、この法律の保護を受ける。

この法律で団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。

この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品または役務に対して使用するものであって、かつ、当該組織以外の事業単位または個人がその商品または役務について使用し、同商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質またはその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、國務院工商行政管理部門により規定される」

本規定は、2019年11月1日施行の第4次改正中国商標法において特に変更はない。

3条1項では、登録された商標を登録商標といい、商標権が法の保護を受けること、および商標の種類について規定している。

同2項では団体商標、同3項では証明商標をそれぞれ定義し、同4項では、団体商標および証明商標も、通常の商品商標等と同様、國務院工商行政管理部門の管轄になり、権利化に際しては、通常の商品と同様に、上記管理部門の商標局が、登録および管理業務を行うことを規定している。

団体商標、証明商標について詳細に規定した下位の法令には、国家工商行政管理総局の審議により可決され、2003年6月1日から施行されている「団体商標、証明商標登録および管理弁法」がある。なお、証明商標は、特定の監督能力を有する者が他者の商品等の原産地、品質などを証明するために登録を受けるもので、日本では採用されていない制度である。

3. 団体商標拒絶査定再審行政紛争事件 ((2015) 高行(知)終字第1980号)

(1) 事件の経緯

a. 出願および拒絶査定

2013年9月22日、山東省旅行業界

協会（以下、旅行協会）は、国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局）に第5類の商品を指定した団体商標「山東100」（以下、係争商標）の出願を行った（第13271161号）。

2014年4月22日、商標局は、「山東」が省（中国の行政区画）の名称であるため、商標登録を受けることができない商標に該当し、また、出願人により団体商標の使用に関する管理規則が提出されているが、適式な団体商標の管理に関する規則ではないという理由で、拒絶査定を下した。

b. 審判および拒絶審決

旅行協会は、その決定を不服として、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下、商標評審委員会）に審判請求を行った。

2014年12月30日、商標評審委員会

は、商評字（2014）第114779号「商標拒絶査定審判決定書」（以下、779号決定書）を発行し、以下のような判断を示した。

『山東』は、省の名称であるため、商標として使用することはできず、また旅行協会は、審査段階で商標管理に関する規則を提出していないので、係争商標は団体商標として登録することができない。提出された証拠は、係争商標が登録要件を満たしていることを証明するには不十分である。

よって、係争商標は、商標法10条2項に規定されている商標に該当する。商標法10条2項、30条、34条および『団体商標、証明商標登録および管理弁法』の規定に基づき、係争商標の指定商品における登録を拒絶する」

旅行協会は、779号決定書の内容を不服とし、北京知的財産法院に提訴した。

(2) 一審

一審は「商標評審委員会は、旅行協会が商標局に団体商標使用管理規則を提出していたことを認めたため、これを提出していないとしている779号決定書の記載は誤りである」とした。

また、「係争商標のなかの『山東』は省の名称であり、商標として使用することはできない。旅行協会は、係争商標が団体商標として法律の規定に適合しており、登録されるべきであると主張しているが、地理的表示を団体商標として登録する場合、その商標を付した商品は、特定の品質、信頼性あるいはその他の特徴を有していなければならない」とし、『団体商標、証明商標登録および管理弁法』10条2項に係る商品の品質は、一般製品より高い特定の品質でなければならない」ことを述べた。

そして本件では、「旅行協会が提出した団体商標の使用に関する管理規則は、その地理的表示を使用する商品の特定の品質要求を満たす記載がなく、『団体商標、証明商標登録および管理弁法』10条2項の規定に適合していない」と判断した。

さらに、「地理的表示を団体商標として登録する場合、商標の権利者となる者またはその委託機関は、専門技術者を配置するとともに専門検査設備を整備し、当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督するものとす

二審の当事者および係争商標

人民法院：北京市高級人民法院

判決日：2015年8月19日

【当事者】

控訴人（一審原告）：山東省旅行業界協会

被控訴人（一審被告）：国家工商行政管理総局商標評審委員会

【係争商標】

登録番号：13271161

出願日：2013年9月22日

公告日：2016年7月6日

登録査定日：2016年10月7日

区分：第5類

指定商品：薬用飲料、西洋産の薬用人参、薬用ローヤルゼリー、ローヤルゼリー、肝油、ゴム、ゼリー状の丸薬、枸杞、朝鮮人参、にかわ、温泉水



る。旅行協会が提出した団体商標の使用に関する管理規則では、旅行協会がその団体商標を使用する商品の特定の品質を検査・監督することを明確に規定していない」と述べ、「提出された証拠資料は、係争商標が『団体商標、証明商標登録および管理弁法』10条の関連規定に適合していることを証明するには十分でない」とした。

以上のように判示したうえで、「中華人民共和国行政訴訟法」54条1項の規定により、拒絶の判断を維持するとの判決を行った。

旅行協会は、上記判決を不服とし、北京市高級人民法院に控訴した。

(3) 二審

a. 控訴人の主な主張

係争商標は、地名を商標の一部として団体商標の出願をしたものであるが、一審は「地名を商標の一部として団体商標を登録すること」と「地理的表示を団体商標として登録すること」とを混同し、旅行協会が地理的表示を商標として出願したと認定したことに誤りがある。

b. 団体商標の登録要件

二審は、商標法3条2項によれば、「団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章」であり、同条4

項の規定によれば、「団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、国务院工商行政管理部门により規定される」と述べた。

また、『『団体商標、証明商標登録および管理弁法』4条の規定によると、団体商標を出願する場合、主体資格証明書を添付し、当該集団組織の構成員の名と住所を詳しく明記しなければならない。

地理的表示を団体商標として出願する場合、主体資格証明書を添付し、自身または委託機関が有する専門技術者、専門検査設備等の状況を詳細に説明し、当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督する能力を有することを示さなければならない。地理的表示を団体商標として登録することを出願する団体、協会またはその他の組織は、その地理的表示が示す地域範囲のもので構成されなければならない」と述べた。

さらに、同弁法7条によると、「地理的表示を団体商標、証明商標として登録する場合、出願書類において下記の内容を説明しなければならない。

(一) 当該地理的表示に表示されている商品の特定の品質、信頼性またはその他の特徴

(二) 当該商品の特定の品質、信頼性またはその他の特徴と当該地理的表示に記載されている地域の自然的要因および人文的要因との関係

(三) 当該地理的表示に示されている地域の範囲」とされており、同弁法10条によると、「団体商標の使用管理規則は、以下のものを含めなければならない。

(一) 団体商標の使用趣旨

(二) 当該団体商標を使用する商品の品質

(三) 当該団体商標を使用する手続き

(四) 当該団体商標を使用する権利、義務

(五) 構成員がその使用管理規則に違反した場合に問われる責任

(六) 商標の権利者となる者による当該団体商標を使用する商品に対する検査監督制度」とした。

c. 地理的表示との関係

上記の規定により、団体商標は、地理的表示を団体商標として登録する場合を含み、その場合、「団体商標、証明商標登録および管理弁法」の関連規定に適合していなければならないとしながらも、団体商標の登録は、地理的表示を団体商標として出願することに限るものではないとして、関連規定に適合すれば、地理的表示以外の標識も、団体商標として登録することができる旨を述べた。

また、一審判決は、商標法16条2項の規定によると「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信頼性またはその他の特徴が、主に当該地域

の自然的要素または人文的要素によって形成されたものの表示」をいうが、本件では「旅行協会は地理的表示を団体商標として登録することを求める主張をしていないので、地理的表示を団体商標として出願する際の特殊な規則を本件に適用してはならない」とした。

一審判決は、地理的表示を団体商標として登録する場合のみに着目し、旅行協会が提出した団体商標使用管理規則には、商品の特定の品質要求を満たす記載がないとし、また、出願人により提出された団体商標の使用に関する管理規則において、その団体商標商品に対して特定の品質向上を明確に規定していないことを指摘し、「団体商標、証明商標登録および管理弁法」の10条の関連規定に合致しないという結論を出した。

しかし、二審は、本件の係争商標は地理的表示を団体商標として登録するものではなく、法律の適用に誤りがあると判断した。

また、商標法10条2項によれば、「県級以上の行政区画（引用者注：中国における県を指す。省は県より上級の行政区画）の地名または公衆に知られている外国の地名は、商標とすることができないが、その地名に他の意味がある場合、または団体商標として、地名が商標の一部を構成するものは除かれる。ただし、既に登録となっている地名を使用した商標の権利は、引き続き

有効である（引用者注：無効にならない）」と述べた。

本件では、係争商標に含まれる「山東」は、県級以上の行政区画の地名であるが、係争商標は団体商標として出願がなされているため、商標法10条2項の規定が適用され、地名が団体商標の一部として出願されたケースに該当し、関連法規に違反しない。一審判決と商標評審委員会が、係争商標中の「山東」は省の名称であることを理由に商標として使用できないとした認定には誤りがある。

d. 最終的な判断

最終的には、拒絶を維持すべきであるとの一審の判決は取り消され、係争商標の出願は、改めて審査されることとなった。

(4) コメント

上記の事件では、二審において、出

願は改めて審査されることとなり、結果的には、登録に至っている。

この事件からも分かるとおり、団体商標の権利者となる者は、その団体の構成員を管理し、商標を使用する商品の品質等を監督する義務があり、団体商標を出願する場合、一般的な商標と同じように審査されるほかに、構成員の管理、商標を使用する商品の品質などの管理についても審査される点に留意が必要である。

なお、提出書類のなかでも団体商標の使用に関する管理規則については、本件のように踏み込んだ審査がなされる傾向にある。

4. おわりに

本稿では、中国商標法3条の規定について解説するとともに関連する事件を紹介した。次回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士
早稲田大学非常勤講師。元弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。
世界知的所有権機関 (WIPO) (スイス、ジュネーブ) で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-2 モリイビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士
1996~2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」(発明協会) 共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会) 翻訳。
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室 quanxz@longanlaw.com